



AI利活用における民事責任ナビゲーショングリッド

不法行為責任の解釈適用と、AIガバナンスによるリスク統制の青写真

イノベーションと法解釈の摩擦

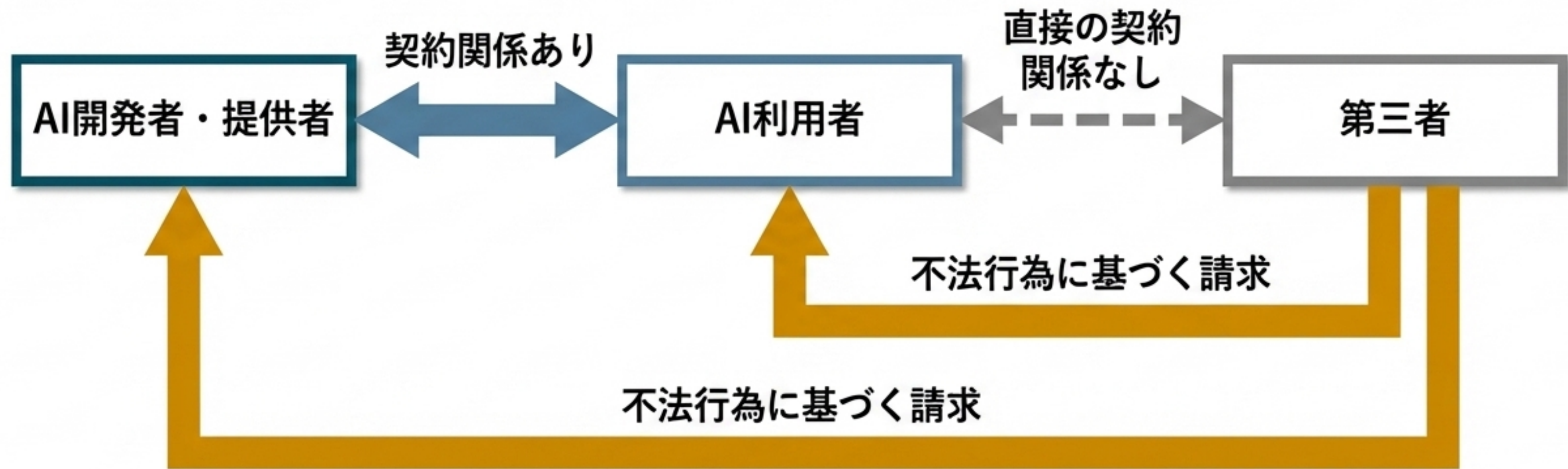
AIの社会実装の加速。
サイバー空間からフィジカル
空間への作用の増大。



既存の民事責任ルール（不法行為法）の限界。
AI特有の「自律性」と「ブラックボックス性」により、
誰が責任を負うのか（過失の所在）が不明瞭。

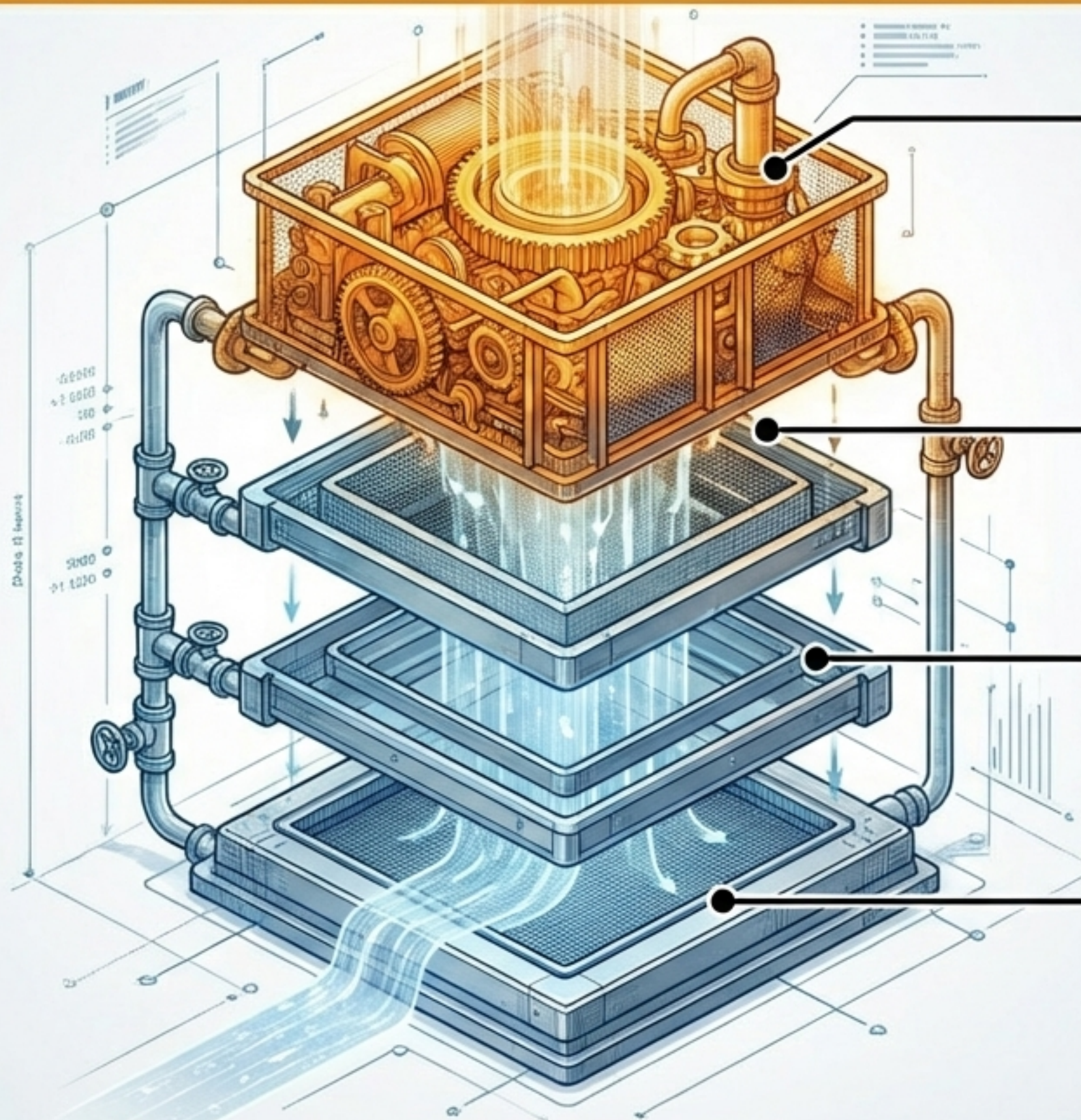
責任の所在が不明確であることが、AI導入・開発を躊躇させる
最大の阻害要因 (Friction) となっている。

ステークホルダーと責任のベクトル



本書の主眼：契約関係が存在しない「第三者」への損害発生時における、デフォルト・ルールとしての「不法行為責任（民法709条）」の解明。

不法行為責任（民法709条）の4つの関門



- ① 過失 (Negligence)
- 損害発生「予見可能性」と、それを回避する「結果回避義務」の違反。AIにおける最大の論点。
- ② 保護法益の侵害
- 身体・財産・パブリシティ権などの侵害。
- ③ 損害の発生
- 被害者に実際の損害が生じていること。
- ④ 因果関係
- 行為と損害の間の事実的・相当因果関係。

「過失」判断におけるパラダイムシフト



従来の過失判断。人間の「判断」や「行動」に対する注意義務違反（通常人の注意力を基準）。



AI導入後の課題。システムが自律的に稼働し、人間の直接的な判断が介在しない場面において、結果回避義務を誰の、どの行為に問うべきか？

この課題を解決するための新しい解釈フレームワークが必要。

責任解釈のマスターフレームワーク

補助／支援型 AI (Auxiliary/Support)

人間の判断・行動の補助として用いられ、最終的に人間の介在が予定される類型。

依拠／代替型 AI (Reliance/Substitution)

人間の判断・行動を代替する前提で提供され、AIの出力に依拠する類型。

AIがどちらに分類されるかによって、「誰が」「どのような」注意義務を負うかが根本的に変化する。

補助／支援型 AI：人間の「行為」が起点

最終的な意思決定は人間が行う。AIはあくまで参考情報。



AI利用者の過失。AIを利用したか否かにかかわらず、最終的な判断・行動において「通常払うべき注意」を払ったか。

例外：規制法上人間の判断が必要な業務（例：弁護士業務）や、潜在的権利侵害リスクがあり人間の検証が必要なものは、原則としてこの類型に留まる。

依拠／代替型 AI：「プロセス」と「運用」が起点

人間の判断や行動を介在させずに
自動処理を行う。

AIシステム

人間
(Human)

プロセス構築・運用
(System Setup &
Operation)

環境 /
第三者
(Environment/
Third Party)

注意義務の質的転換。個別の行動ではなく、
AIシステムを組み入れた「業務プロセスの構築」
と「運用体制」が適切であったかが問われる。

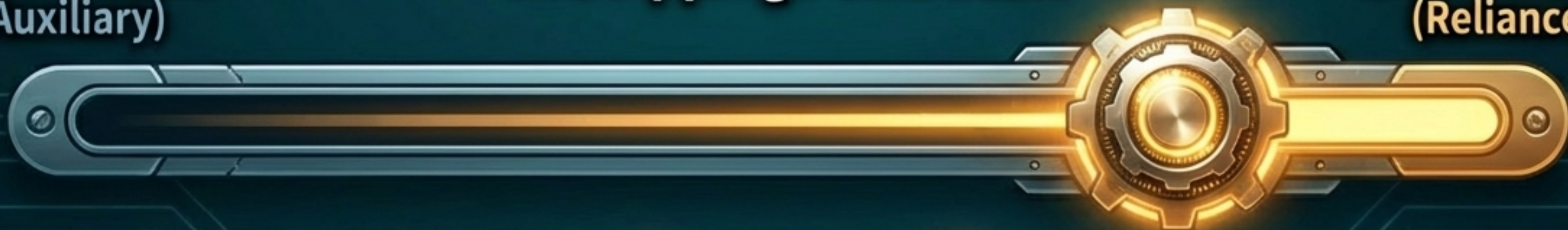
銀行ATM判例（最判平5、平
15）の法理を援用。システ
ムの設置・管理全体で危険を
排除排除する措置を講じてい
れば、個別の誤作動に対する
過失は否定され得る。

依拠／代替型への移行条件 (The Tipping Point)

補助／支援型
(Auxiliary)

The Tipping Point Scale

依拠／代替型
(Reliance)



① 必要性 (Necessity)

－膨大な作業量や速度など、人間の判断を介在させることでは実現困難な効用が見込まれること。

現時点では、特定の環境下や部分的な業務プロセスにおいてのみ、この条件を満たすケースが多い。

② 精度と安全性

(Accuracy & Safety)

－同種業務における通常人(人間)の作業水準と同等以上の精度・安全性を備えていること。

The Liability Matrix: 責任分界の比較

	補助／支援型 (Auxiliary)	依拠／代替型 (Reliance)
概念	人間の介在予定	人間の代替前提
該当要件	該当すべき要件	✓ 必要性 + 通常人以上の精度
利用者の責任	個別の判断・行動の適切性 (結果回避義務あり)	✓ プロセスの構築・運用の適切性 (個別の検証義務は限定的)
開発者・提供者の責任	説明上の義務中心・ 限定的な設計義務	✓ 高い設計上の注意義務・ リスク情報の積極的提供 →

役割別の義務メーター



代替型AIにおいては、開発者・提供者に求められる安全性のハードルが極めて高くなる。

理論から実践へ: ケーススタディ診断



1

Case 1: 配送ルート最適化AI
(Physical Operations)



2

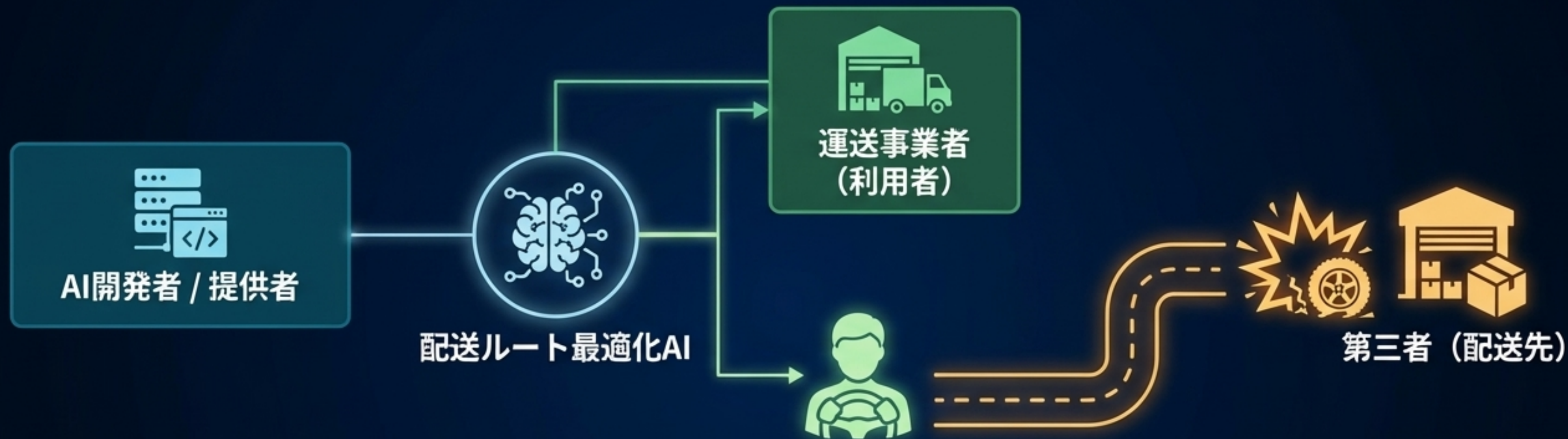
Case 2: 弁護士業務支援AI
(Professional Judgment)



3

Case 3: 画像生成AI
(Intellectual Property / Publicity Rights)

Case 1: 配送ルート最適化AIと物理的損害



シナリオ (Scenario Summary)

シナリオ: 運送事業者がAIの指定した「最適ルート」に盲従し、幅員が狭い悪路に進入して脱輪。荷物が破損し第三者（配送先）に損害が発生。

ファクト (Key Facts)

ファクト: AI開発者は事前に「最終的な道路状況はドライバーが確認すること」を説明済み。ドライバーはスケジュール遅延を恐れてAIの指示に従った。

Case 1 解析: 現場の認知・判断の優越性

補助 / 支援型AI

分類理由: 物理空間の安全性（路面、視界等）の確認は現場のドライバーにしかできず、AIが完全に代替することは不可能。

利用者の責任（会社・ドライバー）: 過失あり

民法709条・715条使用者責任。AIの指示があっても、安全運転の注意義務は軽減されない。盲従指示を出していた場合、会社の過失も問われる。

開発者・提供者の責任: 責任なし

限界や利用方法を適切に説明（説明上の注意義務を履行）しているため、不合理な経路案内があっても免責される。

Case 2: 弁護士業務支援AI (RAG) とハルシネーション



シナリオ (Scenario Summary)

シナリオ: 弁護士がRAGベースの法律AIを利用。AIが出力した「架空の有利な裁判例」を鵜呑みにし、和解せず敗訴。依頼者に多大な損害が発生。

ファクト (Key Facts)

ファクト: LLM提供者およびサービス開発者は汎用モデルを提供。弁護士はAIの出力を自己の経験と合致したため裏付け調査を怠った。

Case 2 解析: 専門家の高度な注意義務



Statute Note

弁護士法72条（非弁行為の禁止）により、法的な鑑定や判断をAI単独に行わせることはできず、人間の判断介入が必須。

利用者の責任（弁護士）：重大な過失あり

善管注意義務違反・不法行為。専門家（通常有すべき弁護士の注意力）としての裏付け調査を怠った責任は免れない。

開発者・提供者の責任：原則責任なし

性能限界（ハルシネーションのリスク等）を適切に説明している限り、最終確認は専門家である弁護士の役割分担となる。

Case 3: 画像生成AIとパブリシティ権侵害



シナリオ (Scenario Summary)

シナリオ: アパレル企業の担当者が、画像生成AIで生成した著名人 (タレントV) に酷似した画像を自社のメイン広告に使用。Vからパブリシティ権侵害で訴えられる。

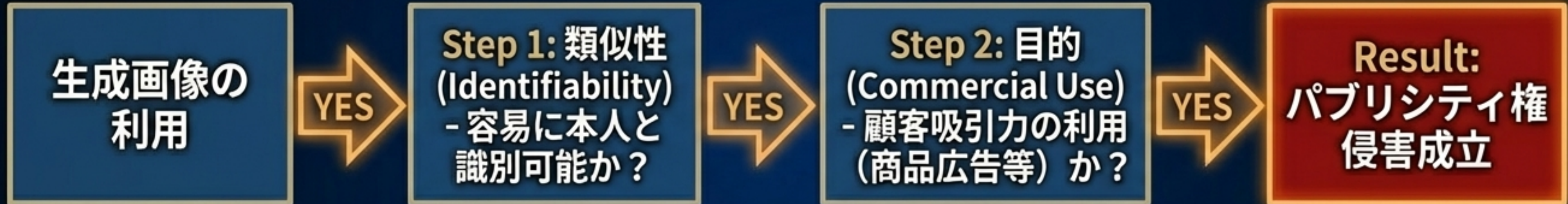
ファクト (Key Facts)

ファクト: 開発者は10億枚のデータで学習。著名人の意図的なラベル付けはなし。Re-captioning等の過学習対策を実施済み。担当者は固有プロンプトを使わず偶然生成されたものを使用した。

Case 3 解析: 利用者の過失とパブリシティ権

補助 / 支援型AI

生成物が第三者の権利を侵害する潜在的リスクがあり、公開前の人間の評価・検証が不可欠。

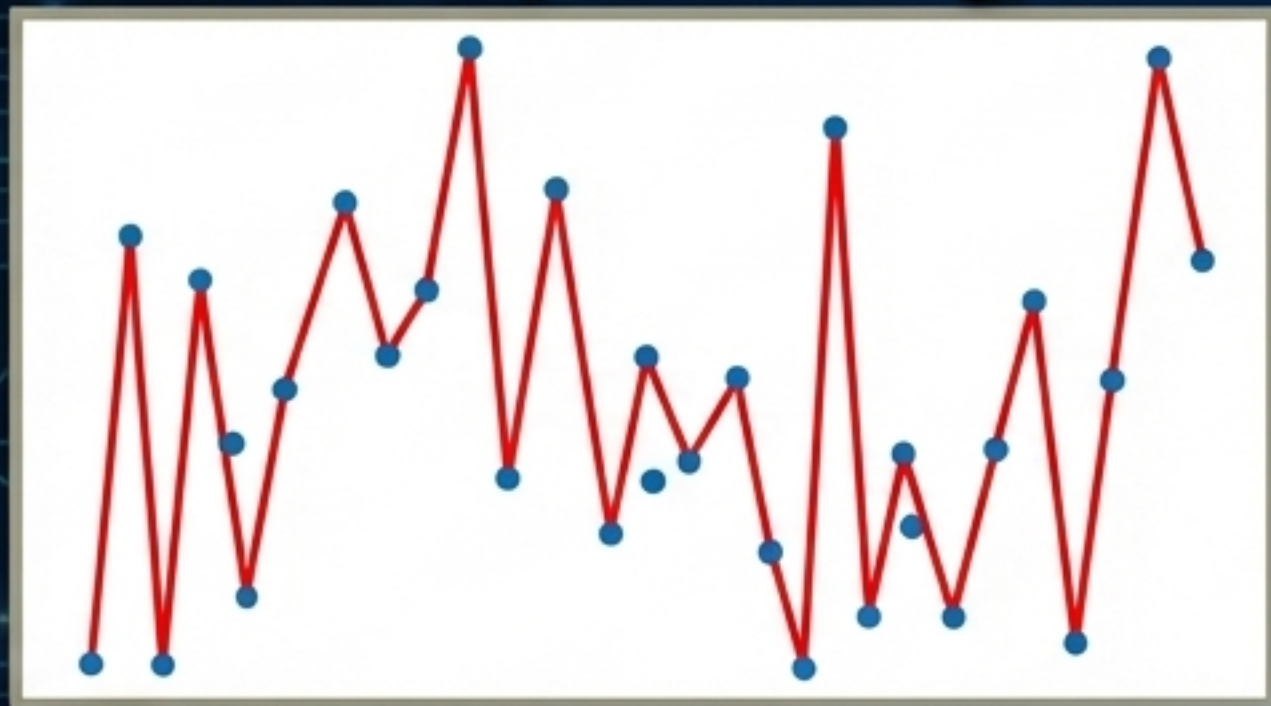


利用者の責任：過失あり

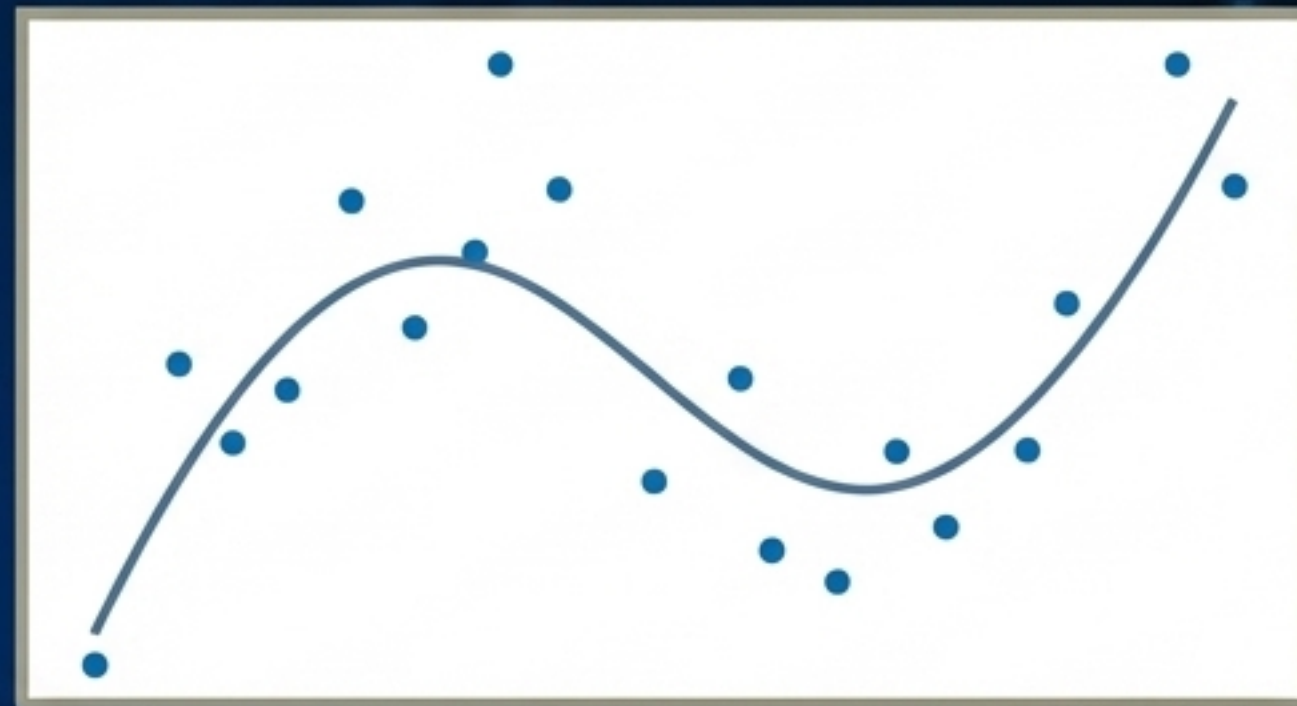
著名人に酷似している以上、広告公開前に簡易な調査・確認で回避可能であった。主観的な意図（偶然の生成）は違法性を阻却しない。

技術と法の交差点：開発者の「設計上の措置」

過学習 (Overfitting)



適切な学習 (Generalization)



過学習（特定の元データを丸暗記して出力してしまう現象）が、パブリシティ権侵害の直接的なトリガーとなる。これを防ぐ技術的アプローチは、法廷において「結果齟回避義務（設計上の措置）の履行」として評価される。

学習・開発段階

大規模データセットの利用、潜在空間での学習、Re-captioning、正則化項 (λ) の追加



生成・利用段階

出力フィルタリング

開発者の幫助責任（Aiding Liability）の分岐点

カラオケ法理
(最判平13)

権利侵害の蓋然性が高く、
認識可能であるにもかかわらず
ツールを提供した場合、
共同不法行為（幫助）となる。



AI開発者の
防壁

画像生成AIは多様な
適法利用が可能であり、
直ちに権利侵害の
蓋然性は高くない。

結論：開発者が利用規約での制限（説明上の措置）に加え、「**正則化やフィルタリング**（設計上の措置）」を講じていれば、権利侵害の蓋然性が抑制されており、**幫助責任は否定される可能性が高い。**

※例外：著名人を容易に生成できることを売りにして販売した場合は直接の侵害責任を負う。

診断サマリー：ケーススタディの統合

	Case 1: 配送ルート	Case 2: 弁護士業務	Case 3: 画像生成
AIタイプ	補助型	補助型	補助型
利用者の責任 (過失)	あり (現場確認の怠慢)	あり (専門家としての 検証義務違反)	あり (広告利用時の 確認怠慢)
開発者の責任	なし (説明義務履行)	なし (限界の説明履行)	なし (設計・説明措置 が十分な場合)

結論：全てのケースで「補助／支援型」に分類された。

現行技術において「依拠／代替型」と認められるハードルは極めて高い。

究極の防壁としての「AIガバナンス」

ガイドラインの遵守は、法的な「完全免責（セーフハーバー）」を意味するものではない。しかし...



メカニズム：リスクベースのアジャイルガバナンスを運用することは、法廷において「当該時点の技術水準に照らし、合理的に可能な結果回避措置を講じていた」という最強の証明（シールド）になる。ガバナンスは単なるコンプライアンスではなく、過失認定確率を劇的に下げる戦略的な防具である。

Navigation over Hesitation

**AI特有のブラックボックス性と自律性は、
もはや法的責任の不可知領域ではない。**

「補助か代替か」のフレームワークで自社AIの立ち位置を見極め、役割に応じた設計・説明・運用のダイヤルを合わせる。適切なガバナンスというナビゲーションがあれば、法務リスクを恐れることなくAIの社会実装を加速できる。